

## はじめに 軍縮の意義とその歴史

### 1. 軍縮はなぜ必要か

わが国は、「二度と再び戦争の悲惨さを繰り返してはならない」との、国民の平和への決意に立って、軍事大国とはならず、そのもてる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきました。戦争は、人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらします。わが国の外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるようにとの、日本国民の強い願いの上に立って、進められなければなりません。

戦争をなくすためには、その手段となる軍備をすべて廃絶することが最善の解決策である、との考え方が軍縮の出発点です。しかしながら、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立があります。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、そうした中で政治、経済その他の係争案件において優位に立つために、周辺国に対してより大きな影響力を行使しようとする国もあるかみせ、周辺国は、これに備える必要を感じるでしょう。世界の多くの国が、自国の安全保障を維持するために、つまり他の国からの侵略や武力による威嚇などから自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実なのです。軍縮への取り組みも、この事実を踏まえた上で考えていく必要があります。

このように軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正に保ち、できれば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になります。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの安全保障を優位に保つことのみを考えて軍備を強化するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになります。こうした、いわゆる軍備競争を避けるために、各国がその軍備の規模や性能を、制限したり調整していく必要があると考えられるようになってきました。

まず何より、軍備競争は国際の平和と安定を損なうことにつながりかねません。無制限に増大した軍備は、たとえ侵略や武力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高めます。そして国際関係を不安定にし、場合によれば不必要な武力紛争に至るということになるかもしれません。次に経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫します。また、非生産的な支出なので、資源の浪費につながります。経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向ける必要のある国は、軍事支出を抑えるために、不必要な軍備競争は避けたいと考えるでしょう。

こうした観点から、20世紀の初頭から既に、軍縮に向けての国際的な協調が図られてきました。第一次大戦後に設立された国際連盟は、その主要な目的の一つに、軍縮の推進を挙げていました。また、当時の主要な軍備であった軍艦について、主要国が何度にもわたり軍縮交渉を行い、いくつかの海軍軍縮条約が成立しています。このように、軍縮はまず第一に、国家間の安全保障を効率的に実現するための試みとして、国際的協調のなかで追求されてきました。

## 2. 核兵器の登場と核軍縮

第二次大戦においては核兵器が使用され、いわゆる核の時代を迎え、軍縮の意味も大きく変化しました。核兵器は、使用される場合の被害が余りに膨大で、これが都市部に対して使用される場合、非戦闘員である一般市民を無差別かつ大量に殺傷します。これほどの破壊力を有する兵器は、戦争の手段としての許容度を越えているだけでなく、膨大な核軍備のもとで一旦核戦争が始まれば、人類の生き残りをも危険にさらしてしまいます。そのため、核兵器の登場した直後から、その廃絶が人類共通の目標として強く主張されるようになったのは、当然のことでしょう。

第二次大戦の惨禍の経験から設立された国際連合は、総会の任務の一つに「軍備の縮小および規制」を挙げ、設立当初から核軍縮を中心とした軍備規制の問題に真剣に取り組んできました。国連が、その最初の決議で「原子力委員会」を設立し、この委員会に対して、「核兵器および大

量破壊をもたらさうる他のすべての兵器を除去するための検討を行う」との任務を課したことは、それを端的に示しています。

しかし、やがて冷戦が本格的に始まり、自由主義諸国と共産主義諸国の二大陣営が軍事的に対立する中で、米国とソ連は、自らの核軍備が相手より優位になるように、激しい核軍備競争を繰り広げました。両国は、相手に対する攻撃力・破壊力を、より確実なものとする必要を感じ、核軍拡が一挙に加速してしまったのです。しかし、核兵器が量的にも質的にも増大し、やがて互いに相手を幾度となく破滅させることができる程の脅威となってからは、双方とも、相手に核兵器を使用させないようにすることに心を砕かなければならなくなりました。特に、北大西洋条約機構（NATO）とワルシャワ条約機構（WTO）が「鉄のカーテン」を挟んで対立していた欧州では、核兵器をもって相手からの通常兵器による侵攻を抑止しつつ、核兵器そのものは絶対に使用されることのないようにするという、非常に困難な課題に取り組まなければならなくなったのです。

冷戦の時期に、米ソの間で、核兵器を制限する交渉が何度にもわたり行われました。この時代には、米国とソ連という相互不信にある両超大国が、核兵器を保有しているという現実の上に立って、世界が破滅的な全面戦争に至らないように、つまり東西の戦略的安定を確保するという観点から、核兵器という軍備のあり方を追求してきました。無用な核軍備競争を避けること、何より双方の望まない核戦争が生じないようにすることの必要性については、両国の間で暗黙の了解があり、そうした目標において、いわゆる軍備管理が進められたわけです。このような中、米ソ間の核戦争の危険性を抑制するために考え出されたのが「相互確証破壊（MAD）」戦略です。これは、相手に耐え難い痛みを与える能力を有することにより、相手の攻撃力を抑止し、そしてそういう状態が米ソ双方に成立していれば、核戦争には手を出せなくなるとの考え方に立っています。攻撃力を制限するとともに防御力も制限すれば、相手に与える痛みを確実なものにでき、核戦争への敷居は高くなるという訳です。このような考え方に従って、米ソ両国は、攻撃力を制限する条約（第 1

次戦略攻撃兵器制限暫定協定、いわゆる SALT I) を締結すると同時に、防御力も制限する条約（対弾道ミサイルシステム（ABM）制限条約）を結びました。ABM 制限条約が、米ソ核軍備管理の象徴と言われた理由がここにあります。

そうした国際社会の構造において、核兵器は、互いに相手からの通常兵器による侵攻を抑止するための、安全保障の拠り所と考えられるようになりました。忘れてはならない核兵器のもう一つの側面に、大国の象徴としての核兵器の保持という考え方があります。英仏両国は、「最小核抑止戦略」を発展させ、相手より少ない核で相手の攻撃を抑止するとの考え方をとっています。中国も、ある程度この戦略に従っています。しかし、これらの国々にとって、より重要な核兵器の側面は、大国としての地位の確保にあります。そしてインド及びパキスタンも、この考え方の強い影響を受けて、核実験を行ったのです。

軍備管理は、残念ながら、必ずしも核廃絶の方向に向かっていくものではありませんでした。しかし、冷戦時代を通じて、まがりなりにも世界的規模の戦争を回避しえたのは、東西の二陣営の間の核兵器と通常兵器の総和による力の均衡と抑止の維持により、世界の軍事的安定を保ってきたからだとも言えます。

### 3. 大量破壊兵器の拡散の危険

このように、米ソが膨大な量の核兵器を互いに相手に向け合っていた冷戦の時代を通じて、世界にはもう一つの大きな脅威が忍び寄りつつありました。それは、大量破壊兵器の拡散の脅威です。核兵器はもちろんのことながら、化学兵器や生物兵器といった大量破壊兵器を保有する国が増えると、世界の多くの地域で、軍事的に不安定な状態が生じ、地域・国際の平和と安定を崩します。隣国との間に紛争を抱えていたり、あるいは周辺地域への支配的な地位を追求するような国家がこうした兵器を保有すれば、それらが使用される可能性は高くなり、大変な脅威になります。また、テロリストなどの手に渡れば、その破壊活動に使われることも懸念されます。そのため、こうした大量破壊兵器を拡散させないた

めの国際社会の協力、つまり不拡散の枠組みを構築する努力が図られてきました。

不拡散は、まず核兵器について問題となりました。核兵器は、米国と旧ソ連が相次いで開発・保有した後、英国、フランス、中国が保有するに至りました。1960年代に、米国のケネディ大統領は、このまま核兵器の拡散が進むと、1970年代には核保有国が15～20か国にまで増えると警鐘を鳴らし、核不拡散に取り組む必要性を訴えました。1968年に作成され、1970年に発効した核兵器不拡散条約（NPT）は、5核兵器国以外の国の核兵器保有を禁止する一方で、非核兵器国による原子力の平和利用を、国際原子力機関（IAEA）の保障措置のもとで確保しようとするものです。

また、核兵器の開発に欠かせない核実験を禁止することは、核兵器の拡散を防ぐとともに、核兵器国による更なる核開発に歯止めをかけることとなります。1963年に成立した部分的核実験禁止条約は、大気圏内、宇宙空間及び水中での核実験を禁止しました。しかし、この条約で禁止されなかった地下核実験は、その後も繰り返されました。1996年になり、ようやく地下核実験も含む包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択されました。こうした国際社会の努力にもかかわらず、1998年にNPT未締結のインド、パキスタンの両国が核実験を実施しましたが、この両国も、実験後、自発的な核実験モラトリアムを宣言しています。核実験の禁止は、こうした努力を経て、国際的な規範として確立しつつあるといえるでしょう。

核不拡散を実効的に確保するためには、核兵器を製造するための資機材や技術が流出しないようにすることも重要です。原子力技術国による原子力供給国グループ（NSG）は、原子力関連の資機材や技術の輸出規制を定める、いわゆるロンドン・ガイドラインを、1977年及び1992年に取り決めて以来、そうした目的のために機能してきました。このような様々な努力を経て、核兵器については、米国のケネディ大統領が懸念したような大幅な拡散を相当程度防ぐことができたといえます。

同様に、生物・化学兵器については、既に1925年にジュネーブ議定書

が作成され、これらの兵器を戦争の手段として使用することが禁止されています。その後、生物兵器については、平時においても、その開発、生産、貯蔵などを禁止する生物兵器禁止条約が1975年に発効し、わが国は、1982年に締約国になりました。化学兵器については、わが国は、1995年に化学兵器禁止条約を批准し、原締約国として同条約を締結しました（1997年発効）。また、大量破壊兵器の運搬手段となりうる弾道ミサイルについても、グローバルな規制に向けての動きが出てきています。核兵器と同様に、これらの兵器やミサイルの材料や製造技術についても、輸出管理のための国際協調の体制が構築されてきています。

#### 4. 冷戦の終了と新しい軍縮の方向性

東欧諸国の自由化とソ連の崩壊により、冷戦の時代は終了しました。核兵器が中心的役割を果たしてきた東西の勢力均衡の中での戦略的安定という課題は、過去のものとなったかに思えます。米国とロシアは、これまで保持してきた膨大な量の兵器体系を見直しつつあり、実質的な核兵器の削減に向けた合意が成立し、実際に多くの核兵器が廃棄されてきています。

核兵器の役割は、これから本格的に再検討されることになると考えられます。米国とロシアの間に、かつて繰り広げられたような、対立と核軍備競争の時代が再び訪れるとは、当面考えられません。しかしその一方で、20世紀後半の軍事技術の飛躍的な向上により、現代の兵器は大きな破壊力を持つに至っています。多くの国が、近代化を成し遂げた後、こうした最新鋭の兵器で軍備を整えるようになっていきます。世界には、独裁政治を行っているような国もあり、そうした国が近代兵器を無責任に使用して、他国への攻撃を企てる可能性も無視できません。こうした新しい不安定要素に適切に対応していく必要があるとの認識の中で、冷戦の時代を通して形作られた、核兵器を安全保障の最後の拠り所とする考え方に代わる新しい安全保障の考え方は、まだ姿をあらわしているとは言えません。

核兵器の削減そのものが、新しい問題を生み出してもいます。ロシア

は現在、大幅な核兵器の削減を進めようとしていますが、核兵器の解体には莫大な費用がかかり、ロシアには独力で進める財政基盤が存在していません。さらに、核弾頭の解体に伴って生じるプルトニウムなどの核分裂性物質を適切に管理・処分したり、核兵器製造に關与してきた技術者の雇用を確保したりしなければ、旧ソ連諸国の国家の建て直しの混乱の中でこうした物資や技術が他国に流出し、新たな危険を作り出すという事態にもなりかねません。核兵器を製造するために鍵となる核分裂性物質の生産を、世界の各国で禁止する動きも極めて重要であり、これを禁止する、いわゆるカットオフ条約の交渉もこれからの課題です。

私たちが核兵器の廃絶への取り組みを進めるにあたっては、現代の国際社会が直面する予測困難な事態を念頭に、世界の平和と安定を損なわないように、どのように対応していくべきかという課題に適切に応えていかなければなりません。世界の平和に重要な役割の一端を担うわが国として、国際社会の安全保障を確保しつつ、現実的かつ着実な軍縮を進めていくことが、極めて重要です。

近年さらに、非戦闘員を紛争に巻き込み、人道上容認できない結果をもたらすといった観点や、紛争後の社会・経済に残す影響が余りに深刻であるといった観点から、対人地雷や小型武器などの特定の通常兵器について、その使用や保有を制限したり禁止したりしようとする動きが出てきています。対人地雷については、1999年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）の発効により、その使用、開発、生産、保有などが禁止されました。これは、通常兵器の分野で、一定の兵器を全面的に禁止することが合意された初めての条約として、画期的なものです。2002年1月、東京で開催されたアフガニスタン復興支援国際会議においても、人道支援や復興の阻害要因となっている地雷問題への対処の重要性が改めて議論されました。また、2001年に開催された国連小型武器会議により、小型武器の回収・破壊や流通の制限などへの取り組みも始まりました。こうした分野での軍縮は、地域紛争の予防や再発防止を通じて、世界の平和を築いていこうとするものであるということが出来ます。こうした武器の軍縮は、NGOなどの市民社会の運動に、各国政府が動かされる形で実



アフガニスタン復興支援会議で開会の挨拶をする小泉総理（2002年1月 於：東京）

現してきていることも特筆すべき新しい傾向といつてよいでしょう。

以上のように、国際社会においては、様々な観点から、軍備管理や軍縮が進められてきました。軍備管理や軍縮について考えるときには、こうした軍縮の流れと背景をよく理解しておくことが重要です。そうしてこそ、わが国の軍縮外交を現実を踏まえたかたちで進めることができますし、わが国の軍縮への強い願いも、説得力をもって国際社会に訴えかけていくことができるのです。

## 5. わが国にとっての軍縮の重要性

わが国は、外交の主要な柱の一つとして、軍備管理や軍縮に積極的に取り組んできました。それは、軍備管理や軍縮が求める、世界全体の平和と安定の構築が、わが国国民の願いであり、憲法に謳われた平和主義の理念に合致するからであることは、言うまでもありません。わが国には、原爆投下を体験した唯一の被爆国として、核戦争は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々

に強く訴えていく責任があるでしょう。

しかし軍縮の重要性はそれだけではありません。わが国を取り巻く安全保障環境を見れば、わが国にとって軍備管理や軍縮の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいといえます。

わが国は、中国とロシアという、広大な領土と核兵器を含む大規模な軍備を備えた大国を二つ、隣国に抱えています。さらに、朝鮮半島、台湾海峡という不安定な要素を抱えた地域が、近隣に存在しています。冷戦の終了は、世界の安全保障環境を大きく変えたかに見えます。しかし、わが国を含む北東アジア地域に関する限り、緊張関係や不透明・不確実な要素が多く存在しているという情勢については変わりありません。むしろ、90年代に入り、北朝鮮が核開発を行っているとの疑惑が浮上したり、ミサイル実験を繰り返したりするというような事態さえ経験しています。

わが国が平和と安全を確保するためには、わが国を取り巻く地域での軍事的な情勢をできるだけ安定したものにする必要があります。万が一にも、各国が互いに無節操な軍備拡張競争に走るような、危険な情勢に至らないようにしていかなければなりません。わが国は、自国の防衛力整備、日米安保体制とともに、国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取ってきました。軍縮や軍備管理の国際的な枠組みを維持し強化していくことは、わが国の安全保障政策上、こうした外交努力の一つの重要な要素として位置付けることができます。大量破壊兵器などの開発や配備を制限したり、地域における軍備のあり方について周辺諸国とよく話し合ったりすることにより、わが国を取り巻く国際環境の軍事的な危険性を低減することができます。このような理由から、わが国の安全保障政策の一環としても、軍備管理や軍縮の枠組みを活用し、それを強化していくことが重要なのです。

## 6. おわりに

こうした軍縮・不拡散の意義と歴史を踏まえた上で、この問題にわが

国が具体的にどう取り組んでいけばよいのかを、この小冊子を通じて探求してみたいと考えます。以下の本編では、現在の軍縮・不拡散の現状と、わが国の取り組みについて、順に述べていきます。